

様式第2号(第7条関係)

会議の開催結果

1	会議の名称	令和6年度第2回さいたま市建築審査会
2	会議の開催日時	令和6年7月10日(水曜日) 14時45分から16時00分まで
3	会議の開催場所	第7委員会室
4	出席者名	馬橋隆紀会長、白石加代子委員、吉沢浩之委員、白石明委員、伊藤史子委員、遠藤博久委員(6名)
5	欠席者名	篠原厚子委員(1名)
6	議題及び公開又は非公開の別	別紙による
7	非公開の理由	さいたま市建築審査会運営規程第5条第1号に該当するため
8	傍聴者の数	0人
9	審議した内容	別紙による
10	問合せ先	建設局 建築部 建築総務課 管理係 電話番号 048-829-1538
11	その他	さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱第8条第2項ただし書の規定により、議事概要を公表します

1 議題

(1) 第6号議案

法第43条第2項第2号の規定による許可申請に対する同意

(2) 第7号議案

法第43条第2項第2号の規定による許可申請に対する同意

(3) 第8号議案

法第43条第2項第2号の規定による許可申請に対する同意

(4) 第9号議案

法第43条第2項第2号の規定による許可申請に対する同意

(5) 第10号議案

法第43条第2項第2号の規定による許可の報告

2 審議の結果

第6号議案～第9号議案 同 意

第10号議案 了 承

3 公開・非公開の別

非公開 : 第6号議案から第10号議案

(さいたま市建築審査会運営規程第5条第1号に該当するため)

以 上

建築審査会要旨

会議名	令和6年度第2回さいたま市建築審査会
開催日時	令和6年7月10日(水) 14:45~16:00
開催場所	第7委員会室
出席委員	馬橋隆紀
	白石加代子
	吉沢浩之
	白石明
	伊藤史子
	遠藤博久

## 1 案 件

### (1) 第6号議案

法第43条第2項第2号の規定による許可申請に対する同意

### (2) 第7号議案

法第43条第2項第2号の規定による許可申請に対する同意

### (3) 第8号議案

法第43条第2項第2号の規定による許可申請に対する同意

### (4) 第9号議案

法第43条第2項第2号の規定による許可申請に対する同意

### (5) 第10号議案

法第43条第2項第2号の規定による許可の報告

## 2 公開・非公開の別

非公開 : 第6号議案から第10号議案

(さいたま市建築審査会運営規程第5条第1号に該当するため)

## 3 傍聴人の数

0 人

## 4 議事録の署名について

・白石加代子委員及び吉沢委員に決定

(次項あり)

## 5 審議内容

### (1) 第6号議案

- 建築審査会 公図上では建築される土地の敷地は、一部ということか。
- 特定行政庁 表示は見づらいが、筆の全部となる。
- 建築審査会 隣接する筆はどのように使用されているのか。
- 特定行政庁 隣地と一体的な敷地となっており、隣地の住宅の離れとなっている。
- 建築審査会 承諾についてはどうなっているのか。
- 特定行政庁 本計画地の東側と西側の土地所有者それぞれに、土地を譲っていただけな  
いか交渉をしているが、応じていただけなかった。そのため今回の許可申  
請となった。

(同意)

### (2) 第7号議案

- 建築審査会 現況図では、敷地周辺に住宅があるが、許可と記載があるものもないものがある。記載がないものは許可の取得がされていないということか。
- 特定行政庁 グレーとなっているところが許可の取得がされているところ。許可制度自体は平成11年からのため、それ以前のものについては許可の取得履歴はない。
- 建築審査会 空地南にある土地については、南側の2項道路で接道をしているのか。
- 特定行政庁 南側から接道がとれているため許可は不要となっている。
- 建築審査会 道路状とはどういうものになるのか。
- 特定行政庁 北側の道路は42条1項1号であり、協定の範囲は水路部分をの範囲を含まない。現状としてはアスファルト状で、幅員4メートルは確保されており、通行上は支障がないと考えている。この水路を介して協定通路と基準法の道路が接続しているものとして支障がないとしている。

(同意)

### (3) 第8号議案

特定行政庁 周辺の方の同意が取れているようだが、埼玉県の場合は包括基準となるがさいたま市の場合は違うのか。

建築審査会 全員合意についても、包括基準が条件となるが、3階建ての計画の場合は4メートルの空間があることも条件となっているため、本案件は一部4メートルに満たない部分があるため、個別附議となった。

特定行政庁 誓約書が多いが、ほとんどは位置指定道路部分ということか。

建築審査会 協定通路と位置指定道路が同じ筆であるため、承諾が多くなっている。

(同意)

### (4) 第9号議案

建築審査会 資料9ページの写真の右上の本申請地向いで、火気厳禁、立入禁止となっているが、これは保管庫か。

特定行政庁 この沿線のガス供給のためのもの

建築審査会 写真は提出資料なのか。2023年となっており、時間がたっているがなぜか。

特定行政庁 特定行政庁で用意をしたものになる。以前の許可の際に撮影した写真と現状が変わらなかったため、使用したものとなる。

建築審査会 以前に付近で許可の個別附議がされたものか。

特定行政庁 そうなる。

(同意)

### (5) 第10号議案

(了承)

以上